政　令

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十三号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一人を」を「二人を」に改める。

附則第二項中「は、」を「のうち一人は、」に改める。

附　則

この政令は、令和四年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通省組織令及び社会資本整備審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十四号

国土交通省組織令及び社会資本整備審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十三号中「庶務（」の下に「公共用地分科会、」を加える。

第五条第三号中「（都市局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第九号を削り、第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「首都圏その他の各大都市圏及び」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第十八条の二第一項に規定する処分管理計画及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第二十五条第一項に規定する処分管理計画に関すること。

第五条中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同号の前に次の二号を加える。

十　国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（不動産・建設経済局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

十一　首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

第六条第十号中「都市局及び住宅局」を「他局」に改める。

第七条中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号から第十六号までを五号ずつ繰り上げ、第十七号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二条第四項に規定する工業団地造成事業に関すること。

第七条中第十八号を第十四号とし、第十九号から第二十六号までを四号ずつ繰り上げる。

第十七条第五号中「国会等の移転」の下に「（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）第一条に規定する国会等の移転をいう。第六十四条第五号において同じ。）」を加える。

第三十七条第七号中「庶務（」の下に「公共用地分科会、」を加える。

第六十四条第六号中「の規定」を「（昭和六十三年法律第八十三号）の規定」に改める。

第六十五条第三号中「（都市局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第八号を同条第十一号とし、同条第七号中「都市局及び」を削り、同号を同条第十号とし、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（不動産・建設経済局及び政策統括官並びに総合計画課の所掌に属するものを除く。）。

九　首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。

第六十五条第五号中「第五条第五号」を「第五条第六号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「首都圏その他の各大都市圏及び」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十八条の二第一項に規定する処分管理計画及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二十五条第一項に規定する処分管理計画に関すること。

第七十一条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　社会資本整備審議会公共用地分科会の庶務に関すること。

第七十四条第九号中「都市局及び住宅局」を「他局」に改める。

第八十四条中「次に掲げる事務」を「都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務（総務課及び都市安全課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同条各号を削る。

第八十六条第四号中「並びに都市政策課」を削り、同条中第五号から第九号までを削り、第十号を第五号とし、第十一号から第十七号までを五号ずつ繰り上げる。